

第10回規制見直し基準WG 議事概要

平成17年11月18日(金) 15:30～16:00
永田町合同庁舎 1階 第4会議室

【議題】総務省ヒアリング

規制影響分析(RIA)に関する検討状況について

当会議出席者

鈴木主査、原主査、安念専門委員、大橋専門委員、山本専門委員

総務省出席者

総務省行政評価局 政策評価官 岩田 一彦

総務省行政評価局政策評価官室 総括評価監視調査官 新井 誠一

【議事概要】

(1) 総務省より、配布資料に沿って説明。

(2) 意見交換

(大橋専門委員) 試行実施が進展してきたことを踏まえて、各省の感触は変わってきたのかどうか。賛成するところが増えてきたのかどうか。

(岩田政策評価官) 各省には、議論の過程、考え方を全てお知らせしている。手法が確立していないから時期尚早であるという意見は、一省も頂いていない。ほとんどの省で既に着手して頂いている。全ての規制についてはではないかもしれないが、内閣府の実施要領に基づいて着手し積み重ねてきており、その事実は非常に重いこと。その積み重ねはこれからも当然続いていく。

内容は今のレベルが必ずしも十分なものではないかもしれないが、数量的・定量的な比較分析ができている役所もあるので、そのレベルに各省がまずは追いつくこと、そして全体のレベルを上げていくことが重要。この1年はかなり進んだのではないかと思う。

(原主査) 省庁によって、取組が熱心なところと、やらなければいけないからやっているところと、温度差があるのではないかと思うが、統一的・横断的な形での政策評価をやって頂きたいので、評価にバラツキがあっ

では良くないと思うがどうか。

また、今やっている政策評価と、規制影響分析を連動させたら効率的ではないかと思うが、その工夫はされているのか。

(岩田政策評価官) バラツキがあることは確か。中身を見ると、必要性を記述しているに止まるものもあるし、一方、数量的な分析について意欲的な取組をしているところもある。平均点を取ればいいということではなく、高い方に合わせていく、また更に上の点を取っていくというようにすべき。試行の段階なので、もう少しここを頑張っては如何かというように懇懇していくといったことが重要。

今試行しているRIAのアウトプットは、規制に関する政策評価。RIAは手法・考え方の部分であり、政策評価という出口の部分だけでなく、企画立案段階でもその手法を使うべきという議論も研究会でなされた。我々としては、出口としての政策評価をしっかりとしたものとして作るには、当然事前の意思決定のプロセスでも使わなければその結論に至らないものであり、また、政策評価の資料として事後的に公表することが、検証可能性・再現性を担保するものではないかと思っている。

(鈴木主査) 全ての規制が対象にならなければならないと機械的に窮屈に考える必要はないと思うが、何らかの線引きは、いつ頃までに出そうなのか。

(岩田政策評価官) 規制の事前評価は、新設と改廃が主要な対象となるが、フローベースで見ると、毎年制定される数は、法律が100件弱ぐらい、政令がその3倍ぐらい、省令がそのまた5、6倍、告示が4,000とか5,000とかいうレベルである。その全てが規制に関わるものではないが、抜けがないかチェックしていくことになるのとそれら全てについて対象とすることは、慎重に検討しなければならない。

また、内容的に、規制と言っても、人を殺してはいけないといった社会倫理規範から、申請書類の書き方・枚数といったものまで色々なものがあるが、国民の権利・義務に関わるものをどう捉えていくかが重要。

今後のスケジュールについては、具体的に個々の規制を義務付けるかどうかという議論となってくるが、まずはどういう規制があるかを考える。それから、制度改正になるので、内閣法制局ときちんと議論しなければいけない。さらに運用するためのガイドラインを作成する必要がある。以上の作業が必要となり、我々としていつまでに必ずできますとは言えない。

(鈴木主査) どれぐらいの時期が目安となるのか。

(岩田政策評価官) 常識的なところでは、2年も3年も先とは思っていない。

(鈴木主査) 所管省庁が作成したRIAについては、行政評価局がチェック機能を持つのか。

(岩田政策評価官) 評価法上、政策全般について各省は、政策評価した結果を公表するとともに、総務省に送付することになっている。総務省としては、レベルアップするための評価の質のチェックをやっている。仮に、お手盛りになっているとすれば、認定してやり直してもらう、あるいは、場合によっては、総務省が所管府省に代わって評価するという法律上の仕組みがある。ただ、あまりレベルが高くないからというのではなく、本件については、育てていくという目で見えていく必要があるのではないかと思っている。

(鈴木主査) 規制の終期について、我々も取り上げているが、そちらの研究会では議論があったのか。

(岩田政策評価官) 具体的には研究会の中間報告では議論していない。

(事務局) 一義的には我々で取り扱うことになるかと思う。

(安念専門委員) いつまで経っても定性的な評価しかできないのであれば、それはやめて貰うということではないか。それはカンでやっているということ。数字にできないような評価が続くのであれば、その評価は意味がない。自分で規制の有用性を立証できないのであれば、規制はやめるのが当然。その方向でご検討頂くのが筋ではないか。育てることも結構なことだが、評価すること自体に意味があるのではない。是非とも、そういう方針で、ご検討頂けないか。

(鈴木主査) 我々が、ここで、例えば20年経ったらどんな規制もやめるということもできるが、そちらで検討して貰うことはできないか。

(岩田政策評価官) 一般論として、政策評価制度では、各省は主要な政策

を定期的に見直すこととなっている。ただ、1個1個の条項について見直す方が良いのか、政策全体のパフォーマンスの中で規制を見直す方が良いのか。もう一つ考えなければいけないのは、既にできている法律を見直す契機として、政策評価だけからやるのは難しいのではないか。そのためには何らかの観点が必要。規制改革・民間開放推進会議のように、原則、官業ではなく民業でやるというような観点が必要なのではないか。

(安念専門委員) それは、原理的にはコストパフォーマンスの問題ではないか。投入したコスト以上のベネフィットがなければやめるのは当然のこと。

(鈴木主査) 規制の時効みたいなものが必要。

(大橋専門委員) 記憶では、既に閣議決定で、新たな規制を作る時の法律の附則に見直し規定をおくことが決まっていたはず。ただ、実効度はあまり芳しくないのではないか。

(新井総括評価監視調査官) 規制の新設審査は、総務省行政管理局、財務省主計局、内閣法制局が分担してやっているが、そういった中で、規制を導入する場合は、原則、見直し条項を盛り込みなさいというように個々に新設審査がなされていると承知している。

(鈴木主査) 大変ご苦労をおかけしているが、我々の答申としては、R I Aの義務化をすべきである、またその手法・範囲は総務省の研究会の結論を踏まえて目標としては18年度を目途として整備しなさい、というようなイメージのものを考えている。

(大橋専門委員) 老婆心ながら、規制とは何かという議論をすると、神学論争になってエンドレスになりかねないので、ある程度の割り切りで作業をして貰いたい。

(安念専門委員) そこでいう規制とは、古典的な行政法的な発想、つまり法治国思想に基づき人民の権利を制限し、もしくは新たな義務を課するようなものを中核として定義されそうなのか。

(岩田政策評価官) そこは検討しているが、古典的なものが中核的であることは否定できない。

(安念専門委員) 最も広くは、私人のビヘイビアに何らかのインセンティブ構造の変化をもたらすものを全部規制だと言ってしまうえば、例えば公共事業も入るだろうが、それとも、権利・義務中核の概念で行きそうなのか。

(岩田政策評価官) 事前評価を義務付けるという法律上の要件なので、施行するためには何らかの枠が必要。ただ、1回決めてそれで終わりではなく、義務付けていない部分についても自主的なものは懲憑し、レベルが上がっていけば枠を広げることができる。何段階かの手順で、必要な規制の事前評価の枠を広げていく方が良いのではないか。いわゆる権利・義務とは違うイメージの規制的なものを排除するとは言わないが、最初から必ず入れるとまでは約束できない。

(鈴木主査) 今日はどうも有り難うございました。

以上